

## 保護樹木の指定解除について

### 1. 保護樹木とは

草津市の良好な環境保全条例 第18条第1項

「市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木として指定することができる。」

草津市の良好な環境保全条例施行規則 第15条第1項

「条例第18条の規定による保護樹木は、健全であり、かつ、学術的または歴史的に意義がある樹木であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に保護の必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 地上から1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
- (2) 地上からの高さが15メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。
- (4) はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

### 2. 諮問事項

現在、市内10か所・34本指定している保護樹木の内、小汐井神社のムクノキについて指定解除と致したく、御審議願いたい。

指定解除対象樹木 (1)

保護樹木の名称	小汐井神社・ムクノキ
所在地	草津市大路二丁目427番地
特徴	樹高：18m、幹周：293cm、推定樹齢：520年
樹木の概要	地上3m付近で合体している東側の細いクロガネモチと西側の太いムクノキのうち、ムクノキが保護樹木である。現在クロガネモチは枯死してしまったが、クロガネモチの赤い実とムクノキの黒い実が陰陽の男女の木として尊ばれ、当神社の御霊験である安産、縁結びの御霊木とされていた。

経過

日付		経過事項
H17	3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤保護樹木に指定</li> <li>・隣接するクロガネモチとともに保護樹木指定</li> </ul>
H19	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤現況確認（市職員）</li> <li>・ムクノキ：コケが生えてあまり成長していない様子。上の方の枝から生えている葉が小さい。</li> </ul>
H22	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤隣接するクロガネモチが枯死のため指定解除</li> </ul>
H29	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤樹木医による定期健診</li> <li>・少し枯れ枝があること、上部の葉が黄色く枯れているのが気になるが、根が張っている部分を人が踏まないよう囲いがしてあることもあり上手に管理されている印象。樹木の状態は良い。</li> </ul>
R3	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤樹木医による定期健診</li> <li>・葉の茂りも概ね良好であり、現時点では問題はないと考えられる。</li> </ul>
R4	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤健康状態照会</li> <li>・気づいた点は特になし。</li> </ul>
R5	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤健康状態照会</li> <li>・気づいた点は特になし。</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤管理者より倒木の危険性が高いため伐採したいと相談</li> <li>・委託されている造園業者より倒木の危険性を指摘される。</li> <li>・樹木医の診断も受けていただくことを了承いただく。</li> </ul>
R6	1月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤管理者より能登半島地震でムクノキが大きく揺れたため伐採したいと相談</li> <li>➤樹木医による健診</li> <li>・クロガネモチと接触していたと思われる部分に大きな腐朽箇所あり。</li> <li>・枯れている枝も複数確認。</li> <li>・幹下部に損傷箇所、幹内部や根元に続く腐朽および空洞あり。</li> <li>➤市から治療を検討していただきたい旨依頼</li> </ul>

1月18日	<p>➤管理者より伐採したい旨の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神社の役員会にも図り検討したが、樹木の健康状態も悪く隣接建屋への枯れ枝落下による損害や隣地で経営するコインパーキング被害の恐れがあり、枯れ葉・枯れ枝の除去・清掃に係る経費等の維持費もかかっているため伐採したい。</li> </ul> <p>➤市より来年度の草津市環境審議会で審議させていただく旨説明。</p>
2月21日	<p>➤管理者より急ぎ伐採したい旨連絡があったため小汐井神社訪問。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣り合っている会館の耐震基準に問題があり、取り壊す予定であったがムクノキがあると取り壊せないため、神社内の他の樹木と併せて伐採したい。</li> </ul> <p>➤保全地区内行為および保護樹木行為（変更）届出書を受理</p>
3月21日	<p>➤管理者より4月6、7日に伐採したい旨連絡</p>
4月5日～	<p>➤環境審議会委員へ個別に現状説明および伐採についての意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者意向尊重し、指定解除もやむを得ないと了承を得る。</li> </ul>
4月6、7日	<p>➤ムクノキ 伐採</p>

腐朽や空洞の箇所があるため倒木の危険性あり、隣接する建屋に被害を及ぼす可能性があるため伐採

○平成17年撮影(指定当時) ○令和3年9月10日撮影



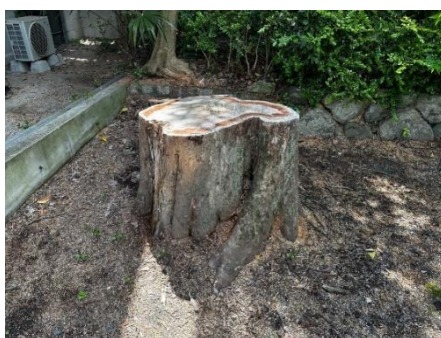
○令和6年2月21日(伐採前)



○令和6年4月8日(伐採後)

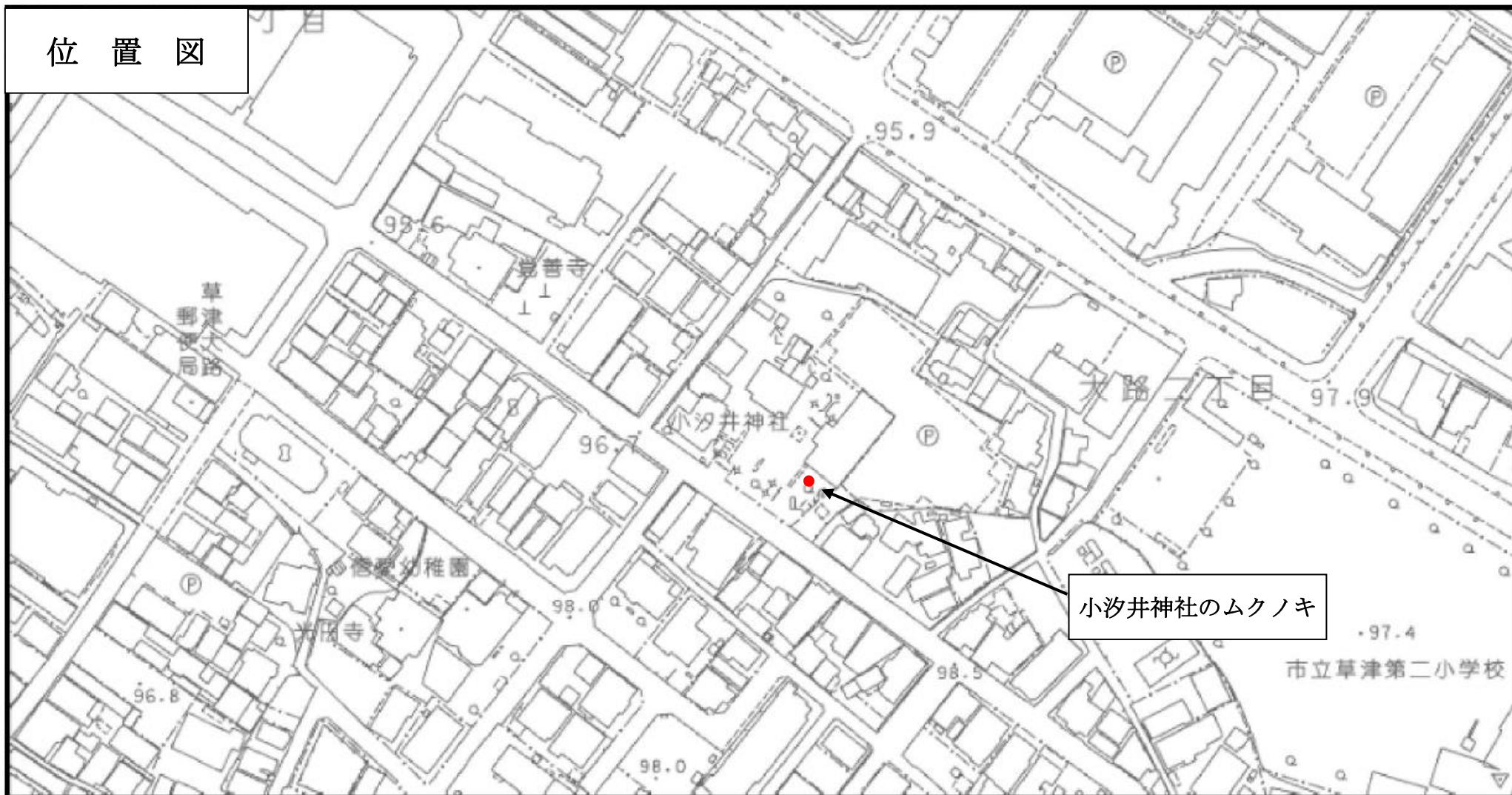


○令和6年5月30日





位置図



小汐井神社のムクノキ

1/2,500

